

平成24年度 税制講演会

税制副委員長 小林誉光

体験談を交えた説明はとても親近感が感じられた「とても温かい講演会」

平成24年6月8日(金) 荻窪法人会の2階会議室にて、平成24年度税制講演会を開催しました。講師の永田恵子先生は、「幅広く専門的な税の内容」を、スライドやVTRを用いて、わかりやすく解説してくださいました。また「ご自身の体験談」を交えた説明は、とても親近感が感じられ、「とても温かい講演会」となりました。

【講師】

永田恵子 荻窪税務署 法人課税第一部門統括官

【テーマ】

『税のしくみ いろは・・・(入門編)』

【講演内容】

税金は、私たちが健康で文化的な生活を送るための「社会の会費」です。

今日は、そんな「税金のしくみ」について入門編として、お話してみたいと思います。

平成24年度一般会計予算をみると、歳入の「租税及び印紙税収入」は5割に満たず、残りは「公債金収入(将来世代の負担)」で賄われています。また、歳出を見ると、「国債費(国債の元利払いの費用)」が年々増加してきています。豊かで安心して暮らせる未来のために「租税負担と給付の関係」について、私たち一人ひとりが考えることが大切です。

(社会資本や公共サービスや教育費について、スライドで具体的な解説がありました)

日本の税金を分類すると、「直接税・間接税」という分類のほか、「所得課税・消費課税・資産課税」という分類ができます。

(具体的な税目の分類について、スライドで解説していただきました)

つぎに日本の税の歴史です。古くは「租・庸・調」から始まり、明治時代の「地価税」などを経て、戦後「シャープ税制」によって、日本の税は「近代化や合理化」が図られました。以後、「直接税中心の税制」でしたが、平成元年の「消費税(間接税)の導入」以降、現在5%となった消費税は、現在、法人税の税収を上回っているのが現状です。

今後、ますます消費税の役割が重要になってくると思われます。

(「消費税のしくみ」について、スライドでわかりやすく解説していただきました)

最後に、税務署の調査についてお話しします。

国税庁では、大口・悪質事案について重点的な取り組みをおこなっています。

特に、「無申告の法人」や「無申告の個人」に対しては厳しい姿勢で臨んでいます。

(平成23年度の改正により、無申告の者に対する罰則も強化されました)

また最近の「査察事件の判決」については、「有罪率100%」となっており、「実刑判決」を受けた者もいます。「脱税は社会共通の敵」として、取り締まりを強化していきます。

(当日は、VTR「国税査察官の仕事(WEB-TAX-TV)」を上映し、理解を深めました)



講師の永田統括官



査察事件の一例判決の状況

	有罪事件数(件)	有罪割合(%)	実刑判決(人)
平成23年	134	100.0	19
22年	141		7
21年	152		0

脱税は社会公共の敵



スライドを用いてわかりやすく解説